

ID: 715

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	知的障害者の入所費用の徴収		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第27条		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】 法第27条の規定による。 (費用の徴収) 第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日